

郵便入札による入札執行について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、これまで出場入札で執行していた入札を、当面の間、郵便での入札（以下「郵便入札」という。）といたします。

入札に参加される事業者は、入札通知書をご確認のうえ、入札にご参加くださいますようお願い申し上げます。

1 対象となる入札

電子入札案件を除く指名競争入札（物品、業務委託等）

2 郵便入札とする入札通知書

令和2年5月1日以降の入札通知書において、郵便入札であること及び高岡郵便局への到着期限を明記します。

3 仕様書及び設計図書の縦覧について

- (1) 物品の仕様書については、入札通知書と一緒にFAXでお知らせします。
- (2) 業務委託の縦覧については、暗証番号届の手続きをされている場合は「高岡市入札情報公開システム」において縦覧できます。

また、管財契約課縦覧室においても従前どおり縦覧できます。

上記の方法で縦覧できない場合は、下記のアドレスに電子メールを送付してください。縦覧ファイルを送付いたします。

（管財契約課 代表E-Mail：kankei@city.takaoka.lg.jp）

4 入札書の提出等

(1) 入札書の記入・押印

入札書の記入については、出場入札と同様とし、市の入札参加資格審査申請における代表者職氏名（委任先を指定している場合は、受任者の役職及び氏名）を記入し、使用印鑑届の印を押印してください。

また、入札書に記載する日付は開札日としてください。入札書の作成日や提出日ではありませんのでご注意ください。

(2) 提出方法

- ・高岡郵便局留とし「一般書留」又は「簡易書留」の手続きにて提出してください。
- ・入札手続きに要する経費は、すべて入札参加者の負担となります。
- ・郵便局から渡される差出票の控えは、入札が終わるまで保管してください。

※入札書を直接市役所に持参いただいても受付は行いません。また、普通郵便やメール便、特定記録郵便など、その他の方法による入札は無効といたします。

＜参考＞ 郵送料金（定形25gまで） 一般書留 519円 簡易書留 404円

(3) 郵便入札用封筒及び宛先

郵便入札用封筒については、別紙「郵便入札の入札封筒提出要領」をご覧ください。

ア 封筒

- ・郵便入札用の封筒は、長形3号（横120mm×縦235mm）を使用してください。
- ・複数の指名競争入札の案件がある場合で、かつ同日に開札が行われる場合は、入札案件ごとに長形3号の封筒を使用してください。なお、送付の際は、一括送付用の封筒（外封筒）に入れていただいても構いません。

イ 封筒に入れるもの

- ・入札書

封筒は、提出書類を確認の上、糊付けし、市の入札参加資格審査申請で登録した使用印鑑届の印で封印してください。

ウ 宛 先

〒933-8799

高岡郵便局留 高岡市長（管財契約課） あて

※宛先は必ず上記のとおり記載してください。直接、高岡市役所に届いたものは無効となります。

エ 到着期限

入札通知書に記載の到着期限までに、高岡郵便局に必ず届くように手続きをしてください。

※到着期限当日に高岡郵便局で手続きされても、高岡郵便局留にならない場合があるため、余裕を持って手続きをお願いいたします。

オ 郵送後の入札書の書き換え等

郵送後に入札書を書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。

5 開 札

(1) 開札の立会い

入札執行担当以外の市職員 1名以上の立会いの上、開札します。

(2) 同価格入札の取扱い

開札の結果、落札となるべき同価格の入札者が2名以上あるときは、落札決定を保留した上で、改めて当該同価格の入札をした者に出席を求め、くじ引きにより落札者又は落札候補者を定めるものとします。

(3) 再度入札

予定価格の事前公表を行わない案件で、入札参加者全員が予定価格を上回った場合は、再度の入札を行います。

応札者に対して2回目の入札実施の連絡をし、1回目の最低応札金額、入札書の

提出期限及び開札日の記載したものを「入札通知書」により通知します。

(4) 落札者への連絡

落札者には、管財契約課契約係から電話で連絡（原則当日中に）します。

(5) 入札結果の公表

業務委託の入札結果は、「高岡市入札情報公開システム」において公表します。

物品の入札結果は、当該入札参加者に電話その他確実な方法で連絡します。

管財契約課縦覧室において、閲覧することもできます。

6 入札の辞退

入札を辞退される場合は、入札辞退届を提出してください。直接、窓口へ辞退届を提出する場合は、開札日の執行時間前までに管財契約課契約係に提出してください。

辞退届の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

郵送の場合は、開札日の前日まで管財契約課契約係に到着するように郵送してください。（普通郵便可）

宛 先

〒933-8601

富山県高岡市広小路7番50号

高岡市役所 管財契約課 契約係 あて

7 入札等の無効

高岡市契約に関する規則、入札心得、郵便入札の入札封筒提出要領及び市ホームページの各種記載例に基づくほか、郵便入札においては下記に該当するものは無効とします。

- (1) 一般書留又は簡易書留以外の方法で入札書を提出した場合。
- (2) 入札書が高岡郵便局に指定した時間を過ぎて到着した場合。
- (3) 郵便入札用封筒に記載された件名又は差出人が誤っている場合。
- (4) 郵便入札用封筒に入札件名、開札日又は差出人が記載されていない場合。
- (5) 郵便入札用封筒に記載の入札件名又は差出人と同封された入札書の入札件名又は入札者名が相違する場合。
- (6) 入札書が高岡郵便局留ではなく、高岡市役所に直接届いた場合。
- (7) 封筒に市の入札参加資格審査申請における使用印鑑届の印で封印をしていない場合。
- (8) 一括送付用の封筒（外封筒）の中に、開札日が異なる入札書を同封した場合。

令和2年5月1日 通知

令和3年7月1日 改正

郵便入札の入札封筒提出要領

入札書封筒見本

必ず入札案件毎に封筒を作成してください。

おもて

9 9 8 7 9 3 9	高岡郵便局留 高岡市長（管財契約課）あて	〇〇書留
切手	開札日	令和 年 月 日 入札
	件名	案件番号 〇〇〇〇 品名または業務名 △△△△△△△△△

「高岡郵便局留」とし、異なるあて先は無効

「入札書在中」と赤字で記入されていないものは無効

開札日の記載誤り又は日付けが未記入は無効

案件番号及び件名の記載誤り又は未記入は無効

「一般書留」又は「簡易書留」と配達方法を記載

封かん口が糊でしっかり封かんされていない場合は無効

入札参加資格審査申請における届出印でないもの、封印がないものは無効

うら

印	印	印
差出人	住所又は所在地	〒×××-×××× 〇〇市△△××番地
	商号又は名称	〇〇株式会社

「差出人」欄無し、未記入は無効。
ただし、封筒に「商号又は名称、住所又は所在地」が印刷されている場合は代用可能とし、有効とします。

- ・ 長形3号を使用してください。※通常の入札封筒の使用可。
- ・ 郵送方法は郵便局の窓口で「一般書留」又は「簡易書留」により送付してください。この方法以外は無効です。
- ・ 到達期限日までに「高岡郵便局」に届かない場合は無効です。
- ・ 直接、市役所に持って来られても受付いたしません。
- ・ 入札書の写し、郵便局より渡される差出控えは、入札が終わるまで保管してください。
- ・ 同じ開札日に複数の案件がある場合は入札書一括送付封筒（外封筒）の使用が可能です。（次頁）
- ・ 開札日が異なる入札書が入札封筒に混在していた場合は無効です。

同じ開札日に複数の案件がある場合は入札書一括送付封筒（外封筒）の使用が可能です。

- ・ 入札書は、案件毎に入札書封筒に封入のうえ、入札書一括送付封筒（外封筒）に入れてください。
一括送付の場合、案件毎の入札封筒は通常の出場入札同様の記載で構いません。
- ・ 入札書を入札封筒に入れず、直接入札書一括送付封筒（外封筒）に封入されている場合は無効です。
- ・ 開札日が異なる入札書封筒が入札書一括送付封筒（外封筒）に混在していた場合は無効です。
- ・ 郵送方法は郵便局の窓口で「一般書留」又は「簡易書留」により送付してください。この方法以外は無効です。
- ・ 到達期限日までに「高岡郵便局」に届かない場合は無効です。
- ・ 直接、市役所に持って来られても受付いたしません。
- ・ 入札書の写し、郵便局より渡される差出控えは、入札が終わるまで保管してください。

入札書一括送付封筒見本(外封筒)

		9	3	3	8	7	9	9
○	高岡郵便局留							
○	高岡市長（管財契約課）あて							
書								
留								
		入札書在中						
開札日	令和 年 月 日 入札							
下記の入札 3 件在中								
件 名	案件番号 ○○○○ 品名または業務名 △△△△△△△△							
件 名	案件番号 ○○○○ 品名または業務名 △△△△△△△△							
件 名	案件番号 ○○○○ 品名または業務名 △△△△△△△△							
差 出 人	住所又は 所在地 〇〇市△△××番地 商号又は名称 〇〇株式会社							

「高岡郵便局」の郵便番号を記載

「一般書留」又は「簡易書留」と
配達方法を記載

「高岡郵便局留」とし、異なるあ
て先は無効

「入札書在中」と赤字で記入して
ください。

開札日の記載誤り又は日付けが未
記入は無効

案件番号及び件名の記載誤り又は
未記入は無効

「差出人」欄無し、未記入は無
効。
ただし、封筒に「商号又は名称、
住所又は所在地」が印刷されている
場合は代用可能とし、有効としま
す。